

## 地域女性活躍推進交付金実施要領

|     |   |                            |
|-----|---|----------------------------|
| 制   | 定 | 平成 27 年 2 月 12 日府共第 96 号   |
| 改   | 正 | 平成 28 年 1 月 21 日府共第 31 号   |
| 改   | 正 | 平成 28 年 10 月 17 日府共第 815 号 |
| 改   | 正 | 平成 29 年 3 月 27 日府共第 62 号   |
| 改   | 正 | 平成 30 年 3 月 28 日府共第 40 号   |
| 改   | 正 | 平成 31 年 3 月 27 日府共第 59 号   |
| 改   | 正 | 令和 2 年 3 月 27 日府共第 148 号   |
| 改   | 正 | 令和 3 年 3 月 26 日府共第 45 号    |
| 改   | 正 | 令和 3 年 4 月 12 日府共第 224 号   |
| 改   | 正 | 令和 3 年 12 月 21 日府共第 678 号  |
| 改   | 正 | 令和 4 年 3 月 22 日府共第 60 号    |
| 改   | 正 | 令和 5 年 3 月 28 日府共第 125 号   |
| 最終改 | 正 | 令和 6 年 3 月 28 日府共第 21 号    |

内閣府男女共同参画局長通知

### 第1 目的

この実施要領は、地域女性活躍推進交付金交付要綱（令和 6 年 月日付け府共第 号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「市町村等」という。）が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村等とする。

### 第3 事業内容

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第 2 項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するものとする。
  - （1）域内における女性の活躍推進に関する施策についての実施計画の策定
  - （2）（1）の実施計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施
  - （3）（1）及び（2）の実施による効果の検証及び今後の課題の整理
  - （4）女性のデジタル人材育成や起業家育成を支援する取組の実施
  - （5）様々な課題・困難を抱える女性への支援に関する取組に加え、不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、不安を抱える女性への支援に関する取組の実施
  - （6）不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、特定非営利活動法人等の知見や能力を活用し、主たる事業を特定非営利活動法人等に委託する事業において、アウトリーチ型支援（訪問支援）や居場所の提供、当該女性を支援する人材の育成・養成などの取組の実施、様々な課題・困難・不安を抱える女性への支援に関する

る取組の実施

(7) 男性の望まない孤独・孤立の悩みなどに係る男性相談支援の取組を実施

ただし、(4)から(7)までに掲げる取組においては、男女共同参画計画又は推進計画を策定していない市町村等も対象とする。

2 市町村等は、(1)から(7)までに掲げる取組を本事業において実施するものとする。

#### 第4 委託

(1) 市町村等が適切と認める団体に、本事業の一部を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。

ただし、上記第3(4)、(5)、(6)又は(7)においては、本事業の全部又は一部を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。

これらの場合において、委託を行う市町村等は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県又は市町村であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

(2) 市町村等は、委託契約を締結するに当たっては、当該市町村等の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各市町村等の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

#### 第5 事業実施に当たっての留意点

(1) 市町村等は、実効性のある先導的事业を実施するため、以下の4要件を満たす事業を実施するものとする。

##### ①「地域性」

地域における女性活躍推進を効果的効率的に進めるため、客観的な数値、他団体・全国との比較等により、地域の状況を適切に把握分析した上で、事業実施段階の現状課題の把握、目標設定、事業設計等を行うこと。

##### ②「見える化」

事業実施の各段階において、実効ある事業を担保するため、女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標等を活用しつつ、客観的な数値等による事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を設定し、これらを公表していること。

##### ③「官民連携・地域連携」

地域における女性活躍推進のため、本事業の実施に当たっては、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用するなど、地域内の経済団体、関係団体など多様な主体との連携体制により実施すること。

また、市町村事業については、地域における経済活動の広がりを踏まえ、原則、他の地方公共団体と連携して事業を実施すること。

##### ④「政策連携」

事業効果の最大化を図るため、交付金事業間や実施主体の別事業、連携主体が実施する政策と連携すること。

ただし、上記第3(5)から(7)までの取組については、上記4要件を満たす事業

となるよう努めるものとする。

(2) 本事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

## 第6 事業の検査等

(1) 大臣は、事業の適正を期するため必要があるときは、市町村等に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 大臣は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱又は本要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、市町村等に対して、事業の中止、若しくは変更又は交付要綱若しくは本要領の内容に適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

附 則

この要領は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

(施行)

第1 この要領は、令和2年3月27日から施行する。

(経過措置)

第2 この要領の施行の際、現にある要領により交付決定された補助事業については、改正前の要領がなおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年12月21日から施行する。

附 則

(施行)

第１ この要領は、令和４年３月22日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

(経過措置)

第２ この要領の施行の際、現にある要領により交付決定された補助事業については、改正前の要領がなおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。